

緊急事態宣言発令を受けた小学校・中学校・公立幼稚園の臨時休業および園児・児童の預かりについて

更新日：2020年04月08日

「緊急事態宣言」発令を受け、貝塚市立小学校・中学校および公立幼稚園は、5月6日まで臨時休業します。

また、当面の間、登校日や登園日は実施しません。

今後、必要に応じて登校日や登園日を設定する場合は、各学校・幼稚園のホームページや、各学校・幼稚園からの配信メールでお知らせします。

[児童・生徒、保護者及び学校関係者の皆さんへ 大阪府教育長から \(PDF: 221.4KB\)](#)

臨時休業中の園児・児童の預かりについて

児童・園児の預かりについては、4月9日より実施します。

児童・園児が各家庭で自宅待機をすることができず、預かりを希望される場合は、4月9日以降の、預かり初日の午前8時30分に、保護者同伴で登校・登園し、申し込みをしてください。

その際に、現在なかよしホームに通っている児童以外で、預かりを希望される場合は、保護者が就業していることがわかるもの（就業証明書等）が必要です。預かり初日にお持ちになることができない場合は、後日学校に提出してください。

園児・児童の預かり実施内容

- 1.対象 園児及び児童（1年生から6年生）
- 2.期間 令和2年4月9日から5月1日までの平日
- 3.時間

小学校 午前8時30分から午後3時45分まで

（なかよしホーム対象児童は、なかよしホーム開始時刻に移動）

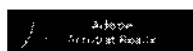
幼稚園 午前8時30分から午後2時まで（水曜日は午前11時30分）

午後2時（水曜日は午前11時30分）から午後4時30分の保育は、預かり保育料が必要です。

* そのほか詳しくは、各学校や幼稚園でご案内します。

教育部 学校教育課

この記事に関するお問い合わせ先
電話：072-433-7113
ファックス：072-433-7053
〒597-8585
大阪府貝塚市島中1丁目17番1号 教育庁舎1階
[メールフォームによるお問い合わせ](#)

 PDFファイルを開覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。